

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por. 1/2562 号

件名：土地所有権および土地恩典利用許可申請の基準および手続き

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法の第 27 条に基づく土地所有権および土地恩典利用許可を申請する被奨励者のサポートを行うため、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法の第 11 条、第 13 条および第 27 条の権限ならびに委員会の承認を得て、事務所は投資奨励対象事業開始のための土地所有権および土地恩典利用許可申請の基準および手続きを以下の通りに定める。

第 1 項 本布告は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法の第 27 条に基づく投資奨励対象事業開始のための土地所有権および土地恩典利用許可を電子申請システムで申請する者に適用する。

第 2 項 本布告において定められない電子申請システムで土地所有権および土地恩典利用許可申請に関する他の手続きは電子商取引法に従うこと。

第 3 項 本布告において、

“サービス提供者”とは投資委員会事務所を意味する。

“サービス受領者”とは仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法の第 27 条に基づく恩典を受ける被奨励者を意味する。

“許可申請書”とはサービス提供者が定めたインターネット上で提出する土地所有権および土地恩典利用許可書を意味する。

“システム”とは土地所有権許可および土地恩典利用の申請システム（e-Land）

第 4 項 土地所有権および土地恩典利用許可申請（e-Land）の基準および手続きは以下の通りである。

4.1 許可申請書提出を希望するサービス受領者は次のシステムの規定および投資委員会事務局の規定に従うこと。

4.1.1 サービス受領者はプロジェクトの事業結果報告およびプロジェクト進捗報告と同一のユーザー名およびパスワードでアクセスできる。

4.1.2 法律が何等かの文章を原本の元の状態で保管もしくは提出するように定める場合、次の基準に従って電子媒体で提出もしくは保管した場合、法律に則した原本の元の状態で保管もしくは提出したとみなされる。

(1) 電子データは完成時点から信頼度の高い方法によって文章の正確性を保管させる。また、

(2) その文章は再生することができる。

上記の(1)に基づく正確性について、完全性および文章の変更が一切ないことを考慮する。ただし、当該文章の正確性に影響を与えない証明、追記、通信中に通常生じる変更、保管もしくは再生を除く。

上記の(1)における文章の正確性の保管方法の信頼性を検討するに当たり、全ての関連行動および当該文章の作成目的を考慮すること。

4.1.3 上記の 4.1.2 の規定に基づき、法律では書類または何等かの文章を保管すると定めた場合、次の基準に電子状態で保管した場合、法律に従って書類または文章を保管したとみなす。

(1) 当該の電子データは意味が変わらずアクセスもしくは再生できる。

(2) 当該の電子データを作成、送信した状態で保管する。または作成、送信、受け取りした文章を正確に表示する。また、

(3) 起源、送信および受け取り場所、送信および受け取る日付を示す当該文章を保管する。(ある場合)

4.1.4 サービス提供者は 4.3 の許可申請書をサービス提供者が定めた基準及び方法に従って審査する。

4.2 サービス受領者はログインシステムにアクセスした場合、個人データの正確性に関する責任はサービス受領者に課す。第三者はサービス受領者のユーザー名およびパスワードを使用し不正にシステムにアクセスした場合、サービス提供者は損害について一切の責任を負わない。

4.3 許可申請書提出について、提出希望のサービス受領者はサービス提供者が定めた基準および手続きでウェブサイトを通じて証拠書類とともに申請書を提出する。

4.4 サービス提供者の定めた様式に基づく申請書の証拠書類について、サービス受領者はそのデータの正確性を確認しなければならない。また、サービス提供者に証拠および官有財産として保管させることに同意する。サービス提供者は当該の書類を要求する場合、サービス受領者は速やかに当該の書類を引き渡すこと。

4.5 サービス受領者は土地所有権および土地恩典利用許可申請へのデータの正確性を確認し、サービス提供者に送信した場合、当該のデータはサービス提供者の許可がなければ変更することができない完全なものとみなす。

4.6 受送信される電子データの安全性のため、サービス受領者はユーザー名およびパスワードが密かに保管されるように実行者の管理措置を有すること。ユーザー名およびパスワードの所有者ではない第三者にユーザー名およびパスワードを使用させ、アクセスする事

を許可しない。第三者がユーザー名およびパスワードを使用し、サービス提供者に損害が発生した場合、サービス受領者の責任とみなす。

4.7 次のいずれかが発生した際、サービス受領者は速やかにサービス提供者に通告しなければならない。

4.7.1 サービス受領者の電子データ送信用のユーザー名およびパスワードが紛失、破壊、変更、盗用、または第三者に誤用された場合。

4.7.2 現状によると、実行者の電子データ送信用のユーザー名およびパスワードが紛失、破壊、変更、盗用、または第三者に誤用される可能性が高いとみられる場合、

通告前にサービス提供者に提出した情報を取り消すために、サービス受領者は第1段落を取消理由とすることができない。

本項の通告は書面で行うこと。ただし、緊急の場合は、サービス提供者にファックスで通告し、次の営業日に書面で通告をすることができる。

第1段落に基づく通告があった際、サービス提供者はサービス受領者に対し全ての内容を速やかに廃止する。この場合、サービス受領者は4.3に従って許可申請書を再提出する。

4.8 サービス提供者が電子データまたは同様の他媒体で返信した際はサービス提供者がデータを受け取ったものとみなす。

第1段落に基づくサービス提供者の返信は電子データの正確性の保証または確認したことにはならない。

4.9 次の場合に、サービス提供者は電子データの受理を拒否する権利がある。

4.9.1 テクニカル情報による、電子データが送信後、追加変更、変更、電子データ送信用のユーザー名およびパスワードに異常が発生した場合。

4.9.2 受け取った電子データは送信した時点に使用しているマニュアルが記載している技術規定に従わない場合、

サービス提供者は電子データの受け取りを拒否する場合、サービス提供者は電子データもしくは類似した他媒体で速やかにサービス受領者に通告する。

4.10 電子データの送受について、送信時とはサービス受領者の実行者が送信ボタンを押し、ホストコンピューターで表示される時間とする。受け取る時間とはサービス提供者が受け取り、ホストコンピューターで表示される時間とする。また、サービス受領者の本社はデータ送信場所とし、サービス提供者の本社はデータ受け取り場所とする。

4.11 上記の4.10の規定に基づき、サービス提供者が電子システム上で正確で全ての書類を受け取った営業日および時間を、サービス受領者の許可申請書提出日とする。

提出時間、投資奨励法に基づくサービス提供者に対する遂行、または当該法に基づくサービス提供者の遂行は、サービス提供者のコンピューターシステムに対する電子データに限って、祝日を含む 24 時間許可申請書を提出することができる。

4.12 万が一のシステム障害、エラーまたはサービス提供者の違反行動ではない原因で発生して、サービスが提供できない場合、サービス提供者はサービス受領者に対する損害に関して責任を負わない。

4.13 サービス受領者はサービス提供者の定めた基準と異なった内容を提出した場合、サービス提供者は容赦なく許可申請書を検討しない権利を有する。

4.14 サービス提供者は不都合によりインターネット上でデータを受け取ることができない、またはその他の原因でインターネット上でデータを送信することができない場合、サービス受領者はサービス提供者の定めた様式の許可申請書を提出する義務を持つ。

第 5 項 事務局は仏暦 2562 年（2019 年）3 月 4 日より電子申請システムでもって土地所有権および土地恩典利用許可申請サービスを開始し、仏暦 2562 年（2019 年）10 月 1 日より現行のサービスを停止する。

第 6 項 本布告で判断できない場合は、投資委員長官が判断する。

発布日：仏暦 2562 年（2019 年）3 月 1 日

ドアンジャイ・アサワจินตจिट

投資委員長官